

相談

10月22日は一日合同相談を開催

●問い合わせ 役場住民課 ☎096(293)3112



町では、生活に
関わるいろいろな
悩みに対し、正確な情
報提供と適切な助言が
できるような各種相談業
務を行っています。10
月22日は合同相談を開
催し、相談事業を同時
に行います。相談はす
べて無料ですが、法律
相談のみ事前予約が必
要です。どんな相談を
受けて良いかわからな
い人もこの機会に相談
してみませんか。

日時	場所	相談名	相談内容	相談員
10月22日(木) 午前10時 ～午後4時	役場庁舎内 会議室ほか	法律相談 (要予約)	問題に対して法律ではどうなのか知りたい、弁護士に一度話だけ聞いてみたいなどの相談	藤本猪智郎 弁護士
		行政相談	暮らしの中で生まれる行政に対する苦情や悩み、福祉・医療保険・道路・登記などの相談	行政 相談委員
		人権相談	人権侵害にあったときに相談先が分からないとき、またその他人権に関する相談	人権擁護 委員
		心配ごと 相談	日常生活の悩みや困りごとなどの相談	心配ごと 相談委員
		消費生活 相談	訪問販売で買いたくないものを買わされてしまった、クーリングオフのやり方は？覚えのない請求が来たなどの相談	消費生活 相談委員

職員募集

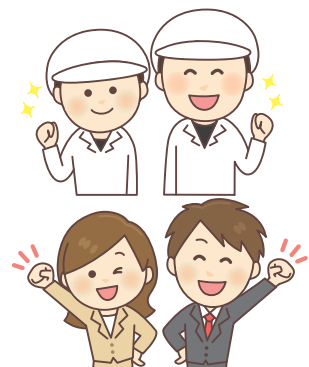
令和8年度会計年度任用職員を募集します

●申し込み・問い合わせ 役場総務課 人事秘書係 ☎096(293)3111

職 種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	報酬 時間給換算	社会 保険	雇用 保険	備 考
給食 調理員	学校給食 センター	月～金	8:30～16:45	調理師または 実務経験 2年以上	1,338円～1,434円	有	有	
農地集積 専門員	農政課	月～金のうち 週3日程度	8:30～17:15	農業または農 地に関連した 業務経験を有 していること	1,495円～1,529円	有	有	

※報酬や手当など募集の詳細は変更となる場合があります。

- 募集期限 10月9日(金)
- 受付時間 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)
- 申込方法 履歴書と各種資格証明書(写し)を役場総務課に提出してください。
※郵送で応募する場合は、必ず職種を記入してください。
- 任用期間 11月1日(日)～令和9年3月31日(水)
- その他 原則面接を実施する予定です。報酬は、職種により月額、日額、時間額となります。



詳しくは
こちら▼



届出

森林土地取引は、30日前までに熊本県へ届出を！

●問い合わせ 役場農政課 農林係 ☎096(293)3116

森林の所有権移転に関する事前届出制度とは？

県では、不適切な森林伐採や開発を未然に防ぎ、本県の豊かな森林を次の世代に引き継ぐことを目的として、令和8年3月に「熊本県豊かな森林の保全に関する条例」を公布しました。この条例に基づき、森林の土地取引を行う際、契約を行う30日前までに、県への届出が必要です。

届出の対象となるのは？

- 届出の受付開始日：令和8年9月1日
※令和8年10月1日以後の契約に適用
- 対象となる森林：県内の地域森林計画対象民有林（対象区域であるかは、県ホームページ内の「熊本県森林オープンデータマップ」で確認できます。）
- 対象となる契約：贈与契約、売買契約、交換契約、地上権に関する契約、地役権に関する契約、使用賃借権に関する契約、賃貸借に関する契約
- 対象とならない契約：相続に伴う所有権等移転、契約当事者が国または地方公共団体等である場合、地上権設定を伴わない立木売買 等
- 勧告等について：虚偽の届出、立入調査を拒んだ場合などは勧告が行われます。勧告に従わない場合は、氏名や勧告の内容を公表される場合があります。

熊本県 問い合わせ先

熊本県農林水産部
森林整備課森林計画班
☎096(333)2441

☆詳しい情報や申請方法は、
熊本県ホームページをご覧ください。



届出の内容は？

- 氏名、住所（売主等、買主等）
- 土地の所在、面積
- 権利の種別、内容
- 移転等後の利用目的
- 契約締結予定日

届出に添付する書類は？

土地の位置を示す図面・土地所有権を有することを証する書面の写し

届出の方法は？

熊本県のホームページから届出
(電子申請)

森林の土地取引が
完了したあとは？

土地取引完了後、土地を取得した者が、森林法に基づく「森林の土地の所有者届出書」や国土利用計画法に基づく「土地売買の届出」を、提出する必要があります。



浄化槽

浄化槽を設置している人は法定検査を受けましょう

●問い合わせ 役場下水道課 管理係 ☎096(293)5679 (公社)県浄化槽協会 ☎096(284)3355

詳しくは、役場下水道課または(公社)県浄化槽協会までお問い合わせください。

検査名	対象	回数
7条検査 (浄化槽設置後の 水質検査)	新たに浄化槽 を設置した人	浄化槽使用開始後3～8カ月以内に1回
11条検査 (定期検査)	浄化槽を設置 している人	毎年1回

浄化槽の設置(管理)者には、浄化槽法で次の3つが義務付けられています。
①保守点検 ②清掃 ③法定検査
保守点検は機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給を、清掃は浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄を行うものです。
また、浄化槽の法定検査は、トイレの汚水や生活排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためのものです。
法定検査は、県が指定した検査機関(公社)熊本県浄化槽協会が行いますので、保守点検や清掃を行っていても、次の表に従って必ず検査を受けてください。